

鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市水道局の発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を導入するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するために行う調査をいう。

2 この要領において「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。

3 この要領において「失格基準価格」とは、契約を締結することが著しく不相当であるかどうかを判断する基準となる価格をいう。

4 この要領において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る入札をいう。

5 この要領において「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

6 この要領において「建築工事」とは、主たる部分の積算を鳥取市公共建築工事積算基準に基づいて行う工事をいう。

7 この要領において「電子入札」とは、電子入札システムを用いて入開札その他の手続を行う入札をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、鳥取市水道局の発注する建設工事のうち、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない額とする。以下同じ。）が1億円以上（建築一式工事（一般）については2億円以上）の工事（以下「適用対象工事」という。）に適用する。

2 前項に定めるもののうち、災害等緊急を要する工事及び水道事業管理者（以下「管理者」という。）が低入札価格調査制度の対象としないことが適当であると認めたものについては、この要領を適用しないことができる。

3 管理者が特に必要と認めた場合には、この要領を適用対象工事以外の工事に適用することができる。

(調査基準価格の決定)

第4条 管理者は、予定価格に当該予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を当該予定価格で除して得た割合（小数点第2位以下は切り捨てる。）を乗じて得た額（当該予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）を調査基準価格とし、予定価格調書に記載するものとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を当該予定価格に乗じて得た額（当該予定価格に乗じて得た額から予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）とし、その割合が10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を当該予定価格に乗じて得た額（小数点以下は切り上げる。）とする。

(1) 直接工事費相当額 [注] の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費相当額 [注] に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(5) 下水道用設計標準歩掛表（国土交通省）による機械及び電気設備工事（以下「機械及び電気設備工事」という。）において機器費を含む場合は、機器費の額に10分の8.8を乗じて得た額

[注] 「直接工事費相当額」とは、次に示す額をいう。

建築工事以外の工事の場合：直接工事費の額

建築工事の場合：直接工事費の額－（直接工事費の額×0.1）

[注] 「現場管理費相当額」とは、次に示す額をいう。

建築工事及び機械及び電気設備工事以外の工事の場合：現場管理費の額

建築工事の場合：現場管理費の額＋（直接工事費の額×0.1）

機械及び電気設備工事の場合：現場管理費の額＋据付間接費の額＋設計技術費の額

2 前項の規定に関わらず、予定価格が1億円未満（建築一式工事（一般）については2億円未満）の工事における調査基準価格の決定については、鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領2（1）の規定を準用する。この場合において、当該規定中「最低制限価格」とあるのは「調査基準価格」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めた場合は、予定価格に10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額（当該予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）を調査基準価格とする。ただし、その割合が10分の7.5の場合は、10分の7.5を当該予定価格に乗じて得た額（小数点以下は切り上げる。）を調査基準価格とする。

（失格基準価格の決定）

第4条の2 管理者は、前条の規定に基づき算出した調査基準価格の額に0.99を乗じて得た額（当該調査基準価格算出の基礎となった予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）を失格基準価格とし、予定価格調書に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めた場合は、他の計算方法により失格基準価格を定めることができる。

（最低制限価格の適用除外）

第5条 管理者は、適用対象工事（第3条第3項の規定によりこの要領を適用することとした工事を含む。以下同じ。）に係る競争入札について鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第138条において準用する鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第15条に規定する最低制限価格を設けないものとする。

（入札に参加しようとする者への周知）

第6条 適用対象工事に係る入札説明書には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度の対象工事であること。
- (2) 低価格入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者にならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び調査に協力すべきこと。
- (5) 低価格入札者が契約者となった場合、契約不適合責任の存続期間について、工事目的物の引渡しを受けた日から4年に延長されること及び契約保証金について、請負代金の額の10分の3以上に増額されること。
- (6) 低価格入札者となった場合、低入札価格調査に必要な資料を提出する意思がある者は、低入札価格調査意向確認書（別記様式1）を入札書と同時に提出すること。

（建設工事低入札価格調査委員会）

第7条 低入札価格調査を適正に処理するため、建設工事低入札価格調査委員会（以下「調査委

員会」という。)を置く。

- 2 調査委員会は副局長、次長、課長及び所長（当該調査委員会の調査に付すべき建設工事を所管する事務所の所長に限る。）をもって組織する。
- 3 調査委員会に委員長を置き、副局長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。
- 5 調査委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き審査することができない。
- 6 調査委員会の庶務は、当該調査委員会の調査に付すべき建設工事（以下「低入札工事」という。）を所管する各課（所）において処理する。
- 7 調査委員会の審議は公開しない。また、何人も調査委員会の審議内容を他に漏らしてはならない。

（入札の執行）

第8条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、低入札価格調査に入ることを告げて入札を終了するものとする。ただし、電子入札で低価格入札が行われた場合には、入札執行者は、電子入札システムで保留通知書を発行し、入札者に周知するものとする。

（失格基準）

第9条 入札執行者は、低価格入札が行われた場合には、低価格入札者が失格基準に該当するかどうかを確認し、失格基準に該当した入札者に対し、失格基準に該当したことを通知するものとする。

（低入札価格調査の実施）

第10条 委員長は、工事主管課（所）長（以下「主管課長」という。）に対し、低価格入札者のうち失格基準に該当した者を除いた者（以下「調査対象者」という。）を対象とした低入札価格調査の開始を直ちに指示するものとする。

- 2 主管課長は、前項の調査を実施するに当たり、必要に応じて調査委員会の委員等の協力を求めることができる。
- 3 主管課長は、調査対象者に対し開札日の翌日から起算して2日以内に、次の各号に掲げる資料（以下「資料」という。）を提出させるものとする。この場合において、鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日の日数は、算入しないものとする。
 - (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
 - (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式3）
 - (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
 - (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
 - (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
 - (6) 低入札工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
 - (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
 - (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
 - (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
 - (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
 - (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
 - (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
 - (13) 建設副産物の搬出地（様式11）

- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13－3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14－1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14－3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－4）
- (22) 誓約書（様式15）
- (23) 施工体制台帳（様式16）
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）
- (25) 他社への製作委託又は購入を予定する機器の一覧（様式－機器費1）
- (26) 手持ち機器の活用を予定する機器の一覧（様式－機器費2）
- (27) 自社で製作を予定する機器の一覧（様式－機器費3）
- (28) 経営内容（直近3年分の損益計算書、貸借対照表）

4 次の各号に掲げる場合は調査対象者の入札を無効とする。

- (1) 別記様式1を提出していない場合。
- (2) 前号以外の場合で、提出期限までに資料の提出を行わない場合又は、提出資料に不備がある場合。

5 調査対象者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は鳥取市の入札において繰り返し前項第2号に該当するなど悪質性が高い場合は、鳥取市水道局入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月30日制定）に基づく指名停止等の措置を行う場合がある。

6 主管課長は、資料を提出した調査対象者のうち、最低の価格で入札した者について、低入札価格調査を実施するものとし、必要に応じ複数の者について並行して実施することができるものとする。

7 主管課長は、前項の調査を行った後、必要に応じ適宜当該低価格入札者に対して、次の内容を調査するものとする。

- (1) 経営状況
保証会社等への照会
- (2) 信用状況
建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況
- (3) 鳥取市水道局において過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況
- (4) その他必要な事項

8 主管課長は、前2項の調査終了後、低入札価格調査表（別記様式2）及び積算内訳書を添えて調査委員会に提出するものとする。

（調査委員会の審議等）

第11条 前条第8項の提出があったときは、調査委員会は、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を

締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるかどうかを審議し、当該低価格入札者と契約することの適否を決定する。

(落札者の決定等)

第12条 入札執行者は、前条の規定により調査委員会が低価格入札者との契約を適当である旨の決定をしたときは、当該低価格入札者に対してその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。

2 主管課長は、前条の規定により調査委員会が低価格入札者との契約を不相当である旨の決定をしたときは、当該低価格入札者を失格とし、次に定める方法により手続を進めることとする。

(1) 他に低価格入札者がいる場合

前条の規定により不相当とされた者を除く低価格入札者のうち最低の価格で入札した者に対して前2条の規定による手続を行う。

(2) 他に低価格入札者がいない場合

前条の規定により不相当とされた者を除く入札者で、予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

(入札結果の公表)

第13条 低入札価格調査を実施した工事に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札及び契約調書の写しの備考欄に「低入札価格調査適用工事」と記載するものとする。

(契約保証金の納付)

第14条 入札執行者は、第11条の規定により、契約を適当と決定された低価格入札者に請負代金の額の10分の3以上の契約保証金を納めさせなければならない。

(監督体制の強化等)

第15条 適用対象工事の受注者が低価格入札者であった場合は、主管課長は次の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容聴取

施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、受注者の代表者等からその内容の聴取を行う。

(2) 施工計画書の内容の聴取

施工計画書の提出に際し、必要に応じて、受注者の代表者等からその内容の聴取を行う。

(3) 重点的な監督業務の実施

主管課長は、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行う。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取する。

(4) 労働安全部局との連携

安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

附 則

この要領は、平成11年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年6月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成20年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年6月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成21年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年5月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成23年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年6月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成24年6月29日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成25年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成26年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成28年10月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月6日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成30年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、令和元年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、令和元年10月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、令和2年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、令和3年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、令和5年4月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年5月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、令和5年6月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

別記様式 1

低入札価格調査意向確認書

年 月 日

鳥取市水道事業管理者 様

住所

商号又は名称

印

代表者氏名

下記工事の入札において当社の入札額が調査基準価格を下回り、鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領において規定する低入札価格調査書類の提出を求められた場合、期限内に資料を提出することを誓約します。

記

1 工事名

2 工事箇所

※低入札価格調査を受ける意向がない場合は提出不要

※確認書を提出しながら、提出期限までに提出せずに入札無効を繰り返す場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。

低入札価格調査表（その1）

工 事 名	
工 事 場 所	鳥取市 地内
予 定 価 格	円
調 査 基 準 価 格	円
入 札 価 格	円（予定価格に対する率 %）
調 査 年 月 日	
調 査 対 象 業 者 名	
調 査 に 応 じ た 者 の 職 氏 名	
調 査 を 実 施 し た 者 の 職 氏 名	
工 事 概 要	
履行能力等の調査	<p>(1) 当該価格で入札した理由（様式1）</p> <p>(2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式3）</p> <p>(3) 下請予定業者等一覧表（様式4）</p> <p>(4) 配置予定技術者名簿（様式5）</p> <p>(5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）</p> <p>(6) 低入札工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）</p> <p>(7) 手持ち資材の状況（様式8-1）</p> <p>(8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）</p> <p>(9) 手持ち機械の状況（様式9-1）</p> <p>(10) 機械リース元一覧（様式9-2）</p> <p>(11) 労務者の確保計画（様式10-1）</p> <p>(12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）</p> <p>(13) 建設副産物の搬出地（様式11）</p> <p>(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 （様式12）</p> <p>(15) 品質確保体制（品質管理のための人管理体制）（様式13-1）</p> <p>(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）</p> <p>(17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）</p> <p>(18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）</p> <p>(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）</p> <p>(20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）</p> <p>(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）</p> <p>(22) 誓約書（様式15）</p> <p>(23) 施工体制台帳（様式16）</p> <p>(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）</p>

低入札価格調査表（その2）

区 分	設 計 金 額 (A)	入 札 金 額 (B)	差 額 (B) - (A)	B/A (%)	主 な 理 由
直 接 工 事 費					
共 通 仮 設 費 計					
現 場 管 理 費					
一 般 管 理 費					
工 事 価 格					